

令和 6 年度

恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会



日 時：令和 6 年 7 月 9 日（火） 15:30～

場 所：恵庭市民会館 第 1 会議室

恵庭市教育委員会教育支援課

# 会 議 次 第

1. 開会

2. 会長・副会長選出

3. 報告及び協議

(1) 令和5年度恵庭市いじめ不登校対策事業報告  
及び令和6年度同事業計画について

(2) いじめ、不登校の状況及び対策について

(3) 令和5年度恵庭市教育支援センター運営状況報告  
及び令和6年度教育支援センター運営計画について

4. その他

5. 閉会

# 令和5年度 恵庭市いじめ不登校対策事業報告

## 1 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会の開催

○ 令和5年7月12日（水）に開催

〔内 容〕

- ・ 令和4年度恵庭市いじめ不登校対策事業報告及び令和5年度同事業計画について
- ・ 令和4年度恵庭市適応指導教室運営状況報告及び令和5年度同運営計画について
- ・ 市内児童生徒のいじめ、不登校の状況について

## 2 いじめや不登校に対する各種調査の実施

〔内 容〕 いじめや不登校の未然防止、実態把握及びこれらの問題への対処、意識啓発のため、各種調査を実施した。

《いじめについて》

- いじめの把握のためのアンケート調査（6月、11月）  
⇒ 全児童生徒に対して、いじめられたことがあるか嫌な思いをさせられた等について調査。
- いじめの問題への対応状況、取組状況の調査（6月、9月、11月）  
⇒ アンケート調査や本人・保護者からの訴え等によって学校が認知したいじめの事案について、どのように対応したのかを調査。

《不登校について》

- 児童生徒の欠席状況の調査（毎月）  
⇒ 月に5日以上欠席した児童生徒について、欠席の態様や学校の指導・対応状況について報告を受ける。（毎月、全児童生徒対象）

〔成果・課題〕 いじめアンケートの実施によって、いじめを早期に発見することができ、早期対応、早期解決に繋げることができた。

いじめ問題への対応状況及び取組状況を調査することにより、各学校のいじめ問題への意識を啓発するとともに、校内いじめ問題対策委員会を核とした組織的な対応を推し進めることができた。

不登校に関する報告や調査の実施によって、不登校への早い段階での対応、学校と市教委、関係機関が連携しての対応を図ることができた。

いじめが発生した事案について、支援・指導を確実に実施した。

## 3 「いじめの問題の具体的な取組」の策定

〔内 容〕 各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた学校の取組について具体的にまとめる。各校の取組を教育委員会でとりまとめ、全校に配布する。

〔成果・課題〕 計画書を作成することにより、学校全体でどのようにいじめの未然防止や早期発見、早期解決に努めるのかを再確認する機会とすることができた。

全校分をとりまとめ、各学校に配布することで、他の学校の取組を知る機会となっている。今後も、不断の見直し、改善、全教職員が共通認識のもと対処していく必要がある。

#### 4 「みんなでいじめの問題を考える日」の取組

〔内 容〕 各小中学校が、いじめ撲滅宣言や標語づくり、ビデオ視聴や寸劇、集会の開催など様々な活動に取り組む日を設定し、いじめの問題や命の大切さについて考える。

〔成果・課題〕 市内全小中学校において、それぞれ特色ある集会被開催された。いじめ撲滅宣言や標語づくり、いじめを取り上げたビデオ視聴や寸劇等を通して、児童生徒一人一人がいじめを自分自身の問題として捉え、意識の高揚を図る機会とすることができた。

#### 5 「なかよしさわやか DAY 全市交流会」の開催

##### 《市教委・恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会共催》

- ・内 容 市内全小中学校の児童会・生徒会の代表者が集い、いじめのない学校づくりに向けた取組のさらなる活性化や小中学校間の連携を図ることを目的に、いじめに関するグループ協議を行い、話し合われた内容を報告し合う。

協議テーマ:みんなで考えてみよう!「あなたならどうする?これっていじめなの?」

- ・日 時 令和5年7月21日(水)15時~16時30分(恵庭市民会館大会議室・視聴覚室)
- ・参加者 88名  
(児童生徒47名、教職員26名、教育委員会13名、いじめ問題調査員会委員2名)
- ・成 果 グループ協議では児童生徒から多くの意見が出され、活発な意見交換がなされた。発表を通して、いじめに対する認識を改めて確認し、些細なことがいじめにつながることや、いじめの防止についてそれぞれができることを確認し合った。児童生徒がいじめについて主体的に考える機会となり、交流会で話し合われた内容は各校に持ち帰り、今後のいじめに対する児童会・生徒会の取組に生かせるものとなった。また、意見交流することで、いじめ撲滅に向けてのリーダーとしての意識を啓発することができた。

**\* 令和6年度は、7月23日(火)15:00~に開催予定**

## 6 CAP 教育プログラムの取組

〔内 容〕 CAP は、「北海道 CAP をすすめる会」が行っている教育プログラム。子どもたちが、いじめ・痴漢・虐待・性暴力などの様々な暴力から自分自身を守り、人権意識を育てることを目的に、全小学校において児童向け、教職員向けのワークショップ（保護者向けワークショップは全市一斉）を開催する取組。

今年度は、すべてのワークショップを実施した。

CAP を実施しない中学校においては、「自己防衛力向上事業」を当初計画のとおり実施した。

〔成果・課題〕 全小学校で CAP を実施した。子どもが暴力から身を守るための行動や、大人ができることなど、正しい知識を学ぶことで、子どもの「生きる力」を引き出す方法を学んだ。

全中学校は「自己防衛力向上事業」を実施した。防犯教室、ハート&ハート集会、非行防止教室、飲酒・喫煙及び薬物乱用防止教室、ネットトラブル防止教室など、多岐にわたる内容で実施された。ビデオ視聴や講師を招いて話を聞くなどの取組を通して、児童生徒自らが危険を察知し、自分自身の身を守る方法について学ぶことができた。

## 7 スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

〔内 容〕 いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、虐待等の背景には、児童生徒の置かれている環境に課題があることが多い。スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、面談や家庭訪問等を通して児童生徒が置かれた環境への働き掛けを行い、問題の改善を図る。**（3名を配置、派遣型）**

学校と保護者の間の調整、橋渡しを行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を進め、学校や各機関が連携して支援できるようにする。

〔成果・課題〕 学校が対応に苦慮しているケースにおいて、スクールソーシャルワーカーが学校と保護者の間に入り、両者の関係を改善させることに努めた。また、スクールソーシャルワーカーが関係機関（えにわっこ応援 C・児童相談所・保健課）と連携し、「チーム」として児童生徒や家庭を支援することができた。

市内 13 校（小学校・8 校、中学校・5 校）への定期訪問を行った。各校のスクールソーシャルワーカー連携担当者と定期的に情報交換することで、課題を持つ児童生徒への支援ができた。更に支援の充実に努める必要がある。

**SSW による定期家庭訪問（6 月・10 月・2 月）を実施した。**

### 【活動実績】

来所相談…103 件、電話相談…71 件、巡回相談…90 件

訪問相談…99 件、ふれあいルーム訪問指導…86 回

ケース会議…19 件

## 8 スクールカウンセラー活用事業

〔内 容〕 市内小中学校に対してスクールカウンセラー2名を配置し、それぞれの担当校で教育相談を実施した。

児童生徒・保護者・教職員を対象にカウンセリング、助言等を行い、心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

市民会館での教育相談を月に1回実施。(市内の小中高校生及び保護者対象)

〔成果・課題〕 児童生徒や保護者の悩みを受け止め、解消に向けて働きかけた。また、教職員が個人で課題を抱え込まないよう、専門的な立場から課題の解決に当たった。

教育相談においてスクールカウンセラーが果たす役割は大きい。今後も連携して対応に当たりたい。

### 【相談件数】：市内全小中学校

学校名	相談者	相談内容													合計
		不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為	家庭環境 (虐待・貧困を除く。)	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障害等	その他	
	児童・生徒の相談人数	205	10	4	4	52	1	1	88	2	50	21	29	3	470
	保護者の相談人数	271	2	3	0	17	0	3	48	2	50	24	35	1	456
	教職員の相談人数	321	8	4	2	52	2	3	105	7	97	43	117	335	1,096
	その他	22	1	1	1	6	0	0	9	0	5	8	3	224	280
	小計	819	21	12	7	127	3	7	250	11	202	96	184	563	2,302

### 【相談件数】：市民会館

学校名	相談者	相談内容													合計
		不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行・不良行為	家庭環境 (虐待・貧困を除く。)	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障害等	その他	
	児童・生徒の相談人数	10	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	13
	保護者の相談人数	27	0	0	0	3	0	1	1	2	1	2	1	0	38
	教職員の相談人数	4	0	0	0	1	0	1	0	1	2	0	0	0	9
	その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	小計	42	0	0	0	5	0	2	3	3	3	2	2	0	62

## 9 メンタルフレンド事業

〔内 容〕 さまざまな理由により学校へ行くことができず、家に閉じこもりがちな児童生徒の自主性や社会性を引き出すことを目的に、地域の大学生を『メンタルフレンド』として募集・登録し、家庭訪問等による会話や遊びを通して、不登校児童生徒への声掛けを行う。

なお、メンタルフレンドはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言の下で活動を行い、教育委員会が実施する研修会への参加等を通して、児童生徒との関わり方について学ぶ。

〔成果・課題〕 不登校状態にある児童生徒が家族以外の人と関わる機会としての本事業の効果は大きいと考える。実施できる状況になれば、継続的に実施しようと考えている。今後も、機会を見てメンタルフレンドの活用を働きかけていく。

メンタルフレンド登録人数 26人

○ 研修会      メンタルフレンド研修を2回実施した。

## 令和5年度恵庭市教育支援センター運営状況報告

### (1) 指導目標

- ① 一人一人の状況に合わせながら、基礎的な学力の定着を目指した支援を行う。
- ② 自立・集団活動や体験活動を通して、様々な事柄への興味・関心を広げる支援を行う。
- ③ 心身ともに落ち着くことができる環境の中で交流を重ね、周りの人と関係を築きながら、社会で生活していくための力や自信を取り戻す支援を行う。

### (2) 具体的な取組

- ① 通級や見学希望の保護者、児童生徒との面談を行い、学習支援、集団適応の諸活動を行った。
  - 5教科を中心とした学習時間の設定(主に午前)
  - 生徒理解、集団適応の支援を行う集団活動、体験活動(午後及び年間行事活動)
- ② 学校との連携状況
  - 学校訪問…5月は市内全中学校へ、10月は市内全小中学校へ指導員が訪問し、校長、教頭、担任、担当者との情報交流を行っている。
  - 通級報告…毎月末に、児童生徒の1ヶ月の様子を記した通級報告書を各学校へ送付した。子どもの様子を伝え、担任や担当者と共通理解を図った。電話にて毎日の通級連絡を行った。
- ③ 家庭との連携
  - 教育相談…7月と1月の夏季休業、冬季休業中に保護者との個人懇談、3月と4月の春季休業に保護者と児童・生徒との三者懇談を行っている。支援センターでの児童生徒の様子を伝え、家庭での様子を聞くなどして、共通理解を深めた。
  - 通級報告…毎月末に児童生徒の1か月の様子を記した通級報告を各家庭(保護者宛)へ送付している。子供の通級回数や学習状況、様子を細かく伝えることによって、保護者との共通理解を図った。

### (3) 卒業生進路状況

学校形態・他	生徒人数	学校形態・他	生徒人数
全日制公立高校	3名	通信制・単位制私立高校	7名
全日制私立高校	0名	通信制・単位制公立高校	3名
定時制公立高校	6名	その他	0名

### (4) 令和4年度児童生徒に係る主な活動報告

5月 9日	教材園野菜等植え付け
5月19日	手話教室
6月 7日	社会見学 (千歳市周辺:千歳水族館、防災センターなど)
7月21日	夏の調理実習
9月22日	教材園野菜等収穫
9月29日	秋の調理実習
11月21日	書道教室
12月23日	もちつき会
12月 1日	太鼓教室(12/8)
12月19日	クリスマス会



1月16日	映画鑑賞(3/12)
2月22日	博物館研修
3月 9日	卒業を祝う会

## (5) 指導の状況及び成果と課題

### [成 果]

- ① 家庭に引きこもっていた生徒の生活リズムの改善を図り、社会生活に復帰するきっかけを与えることができた。
- ② 寄り添うことを基本に生徒の話を傾けるなど、信頼関係の構築に努めることで、支援センター等が本人にとって安心して通える場所となった。
- ③ 1人で行動する生徒が多い為、様々な場面で集団活動を取り入れた結果、それぞれが自分なりのコミュニケーションに努めるようになった。
- ④ 毎月の通級報告や学校訪問、支援検討会議など学校と教育支援センター（旧適応指導教室）の連携を強めてきた。
- ⑤ 学校復帰や少しでも学校に登校しようと考えている児童生徒が増える傾向にあった。
- ⑥ 支援センター3か所教室が開設することにより、児童生徒の状況やペースに合わせた教室を選択できるようになったため、利用する児童・生徒が増加した。

### [課題・解決へ向けて]

- ① 学校復帰へ向けた連携を今後も密にし、様々な場面での連携をお願いすると共に、学校や担任、長欠担当教員等による支援体制の強化に努める。
- ② 教育支援センターに通級していない不登校児童生徒への学校、担任、SSWを通した働きかけを一層強化するよう努める。
- ③ 発達障害や家庭環境、生徒指導上の課題を抱える通級児童生徒への対応については指導員だけでは難しく、他機関との連携を密にして指導するよう努める。

## 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童生徒のいじめや不登校等の問題（以下「いじめ不登校問題等」という。）の対策を講ずるために、恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことにより、関係する機関及び団体の連携を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の業務を推進する。

- (1) いじめ不登校問題等に対する施策についての共通理解に基づく検討
- (2) いじめ不登校問題等についての情報の共有を図るための情報収集及び情報の交換
- (3) いじめ不登校問題等を抱える児童生徒等に対する支援内容に関する協議
- (4) 恵庭市適応指導教室の基本的運営に関する協議
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関係団体の代表者及び関連する職務に従事する者の他、会長が必要と認める者（以下「関係機関等」という。）により構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員の交代のあった場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会議は会長が招集する。

### (庶務)

第4条 協議会の庶務は、恵庭市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

- 2 事務局は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括
  - (2) いじめ不登校問題等を抱える児童生徒等に対する支援の実施状況の把握
  - (3) 関係機関等との連絡調整

### (守秘義務)

第5条 関係機関等の職員、構成員その他これらに類する者（以下「関係機関等の職員等」という。）は、協議会の職務に関して知り得た情報をみだりに漏らしてはならない。関係機関等の職員等でなくなった場合も同様とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この要綱は、平成8年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成18年7月13日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年7月13日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

恵庭市校長会
恵庭市教頭会
恵庭市生徒指導協議会
恵庭市少年補導員会
恵庭市PTA 連合会
恵庭市民生委員児童委員連絡協議会
恵庭市青少年育成市民の会
恵庭市内ボランティア団体
恵庭市人権擁護委員
千歳警察署
恵庭市スクールカウンセラー
恵庭市（子ども未来部）